

辰野町プレミアム付商品券

よくあるご質問 Q & A

【辰野町プレミアム付商品券の概要について】

Q1：辰野町プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。は全部で何セット？総額いくら販売しますか？

- ・販売セット数は 過去最高の2万セットを用意しています。
- ・発行総額は3億円、販売総額は2億円です。

【参考：H27】9,150セット（発行総額：1億1,895万円、販売総額：9,150万円）

Q2：商品券はいくらで購入できますか？また、いくら分になりますか？

- ・1セット1万円でご購入いただき、1万5千円分のお買い物にご利用いただけます。

Q3：商品券1セット当たりの内訳は？

- ・1,000円券15枚（一般商店専用券10枚＋一般商店・大型店共通券5枚）を1セットとして販売します。

【商品券の申し込みについて】

Q4：商品券の申し込み方法は

- ・往復はがきによる申し込み。（往復はがきの購入場所は「Q11」をご覧ください）
- ・7月22日（水）必着で、申し込みが発行予定数を超えた場合は抽選となります。
- ・ただし、7月22日時点で申し込みが発行予定数に満たない場合は、それまでに申し込みいただいた方には1世帯10セットを上限にご希望のセット数の商品券購入引換券（当選ハガキ）を送付します。

Q5：購入限度額はありますか？

- ・一世帯10セット（販売額10万円、額面15万円）が上限です。

Q6：1枚のはがきで複数世帯分の申し込みをすることはできますか？

- ・できません。お手数ですが、一世帯1枚はがきをご準備ください。
- ・誤って1枚のはがきに複数世帯分のお名前を記載していただいた場合は、1世帯分（先頭に

記載のある方)のお申込みとしての取り扱いとなります。

Q7：ハガキを1世帯で複数枚送った場合、抽選の当選確率は上がりますか？

- ・複数枚応募いただいた場合でも、同一申込者は1名分として取り扱いますので当選確率は上がりません。
- ・申し込みは一世帯あたり1通をお願いします。

Q8：記入漏れや記入誤りがあった場合はどうなりますか？

- ・電話連絡させていただき、こちらで修正させていただきます。

Q9：商品券の申し込みができる対象は？

- ・対象は令和2年7月1日に辰野町住民基本台帳に登録がある世帯主です。

Q10：申し込み者の年齢制限はありますか？

- ・ありません。

Q11：申し込みに必要な往復はがきはどこで購入できますか。

- ・郵便局でご購入いただけます。
- ・郵便局以外にコンビニ、商業施設、辰野町役場会計室で購入可能です。
- ・コンビニ、商業施設は取り扱っていない店舗もありますので事前に各店舗にご確認ください。

Q12：申し込みが発行総数以上にあった場合の抽選方法は？

- ・事務局において厳正な抽選を行います。

【商品券の受け取りについて】

Q13：商品券を購入する際に必要なものは？

- ・購入引換券（当選ハガキ）と、購入金額分の現金をお持ちください。なお、領収書は発行されませんのでご了承ください。

Q14：商品券を購入する場所は？

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策もあり、辰野町民会館と町内5カ所の郵便局とさせていただきます。指定の引換場所の営業時間中での購入となります。（詳細は返信はがきに印刷されます。）

Q15：購入引換券（当選ハガキ）の宛名（申し込み者）本人以外でも購入できますか？

- ・商品券との引き換えは、ご都合がつかなければ代理の方でも結構です。
- ・その際も、上記購入に必要なもの（購入引換券（当選ハガキ）と、購入金額分の現金）を必ずお持ちください。

Q16：商品券の購入に電子マネーやクレジットカードは使用できますか？

- ・使用できません。現金のみの取り扱いです。

Q17：希望セット数の商品券を複数回に分けて購入することは可能ですか？

- ・できません。必ず1回でのご購入をお願いします。

Q18：申し込み時に希望したセット数よりも少ないセット数だけを購入することは可能ですか？

- ・できます。ただし、購入時に商品券の引換券は回収しますので、その後の買い足しはできません。

Q19：引換期間を過ぎても商品券を購入できますか？

- ・できません。必ず引換期間内にご購入ください。

【引換期間】令和2年8月1日（土）～令和2年12月30日（水）

【商品券の使用について】

Q20：商品券はどのお店で使えますか？

- ・町内にある取扱各店舗でご利用いただけます。
- ・取扱店にはポスターを掲示します。
- ・7月13日（月）までに登録した店舗については、7月13日（月）に辰野町商工会のホームページに取扱店一覧を掲載します。7月14日（火）以降に登録した店舗は、随時追加掲載します。
- ・商品券を購入いただく際に、7月20日（月）までに申し込みがあった取扱店舗の一覧表をお渡しします。
- ・この商品券事業は、町民の皆様にも経済回復へのご参加をお願いして、辰野町を元気にする取り組みですので、ぜひ幅広い店舗でのご利用をお願いします。

Q21：商品券の有効期間は？

- ・令和2年8月1日（土）から令和3年1月31日（日）迄です。
- ・有効期間を過ぎると無効になり、払い戻しはできませんので、お早めにご使用ください。

Q22：商品券使用時におつりはできますか？

- ・おつりはできませんので、額面以上のお買い物にご使用ください。

Q23：1店舗または買い物1回当たりの商品券使用上限額はありますか？

- ・上限は設けていませんが、使用前に各加盟店舗にご確認の上ご使用ください。

Q24：商品券で購入した場合、各店のポイントカードにポイントは貯まりますか？

- ・各店舗のサービスについては、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q25：商品券とクレジットカードは併用できますか？

- ・お手数ですが、お買い物をする際、お店にご確認ください。

Q26：商品券の使用対象外とするものはありますか？

一般的な商品券事業の例や本事業の趣旨から下記のような支払いは対象外とします。

- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道、社会保険診療報酬等の公共料金）
- ・事業活動に伴う仕入れ商品等の購入
- ・有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ・電子マネー等へのチャージ料金
- ・当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業、及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
- ・家賃、地代の支払い
- ・その他取扱加盟店が特に指定するもの（詳細は各店舗でご確認ください。）

Q27：その他、商品券を使用する際の禁止事項はありますか？

以下の行為は禁止させていただきます。

- ・商品券を他人に売却すること

- ・商品券を担保に供し、または質入れすること
- ・商品券を偽造、複製すること
- ・その他本事業の目的に相反するすべての行為

【返信ハガキ及び商品券の紛失・汚損等】

Q28：購入引換券（当選ハガキ）を紛失してしまいました。

- ・購入引換券（当選ハガキ）の再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q29：商品券を紛失してしまいました。

- ・商品券の再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q30：汚損した商品券は使用できますか？

- ・交換はできませんが、券面の面積が5分の4以上残っていればそのまま使用できます。

Q31：商品券が冊子からはずれた場合は使用できますか？

- ・使用できます。